

(別添)

「中央卸売市場検査実施要項」の一部改正について

令和2年7月  
農林水産省  
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

卸売市場法（昭和46年法律第35号）の一部改正に伴い、国が実施する検査の対象者が、中央卸売市場の開設者又は卸売業者から中央卸売市場の開設者となったことから、所要の改正を行う。

II 施行時期

令和2年7月21日